

## バード・ハット利用における注意事項

1. 利用申し込み時の内容に基づき、イベントを実施してください。
2. 利用規程第5条に該当しないことを利用許可の前提とします。
3. 飲食及び物販などの出店を行う場合、組合へ具体的な出店内容を示し、許可を得てください。(飲食店舗に関しては、保健所等の許可書のコピーを添付してください。)
4. イベントプログラム及び設置図面案が定まり次第組合へ提出してください。組合が示した会場図面を基本に作成してください。
5. 利用者はバード・ハットに看板、ポスター、チラシ等を設置する場合、組合に事前許可を得てください。
6. イベント終了後はもとよりイベント開催中においても、会場内の清掃を行ってください。
7. 荷捌きスペースでは、安全のためハザードを点灯したうえで荷下ろし等の作業を行い、作業終了次第、速やかに車両を移動させてください。  
※駐車取り締まりの対象となりますので、ご注意ください。
8. 来場者の滞留及び通行における事故を防止するため、利用者側で責任を持って来場者整理を行ってください。
9. 利用者及び出店者は、原状復帰が不可能な汚損が発生することのないようにしてください。復帰費用は主催者負担となります。
10. ステージ演奏、踊りなどの演目をイベント内で予定している場合、周辺商店街の営業の妨げとならないようスピーカーやステージの向き、音量などは特に配慮するとともに組合の指示に従ってください。
11. イベント内容(音量等)について、苦情が発生した場合、利用者は組合の指示に従ってください。
12. イベントで発生した汚水や残飯等は利用者で持ち帰り処理してください。
13. 利用許可場所は原則として、各区分の地上のみとします。許可場所以外の利用は、別途組合の許可を得てください。
14. 利用者は「バード・ハット利用規程」と「バード・ハット利用のご案内」を熟知のうえバード・ハットをご利用ください。
15. イベント開催中は、来場者のマナー(歩き煙草、指定スペース以外での飲食等)に注意し、問題があった場合利用者は迅速に対応してください。また、主催関係者・出演者の飲酒、喫煙、出店等のルールについては組合の指示に従い、主催者が責任をもって周知徹底を行ってください。